

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1.28単位)	高齢者虐待防止措置未実施加算	事務所総計課未査定減額	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所(同一建物の利用者又はこれ以外の同一事業所の利用者)20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
		-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所(同一建物の利用者又はこれ以外の同一事業所の利用者)20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1日につき +3単位) (1日につき +4単位)								
ニ 看取り連携体制加算	(要介護1及び要介護2未満の日以下に限る)1回につき +4単位								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算() (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×23/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
ヒ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

： 特別地域訪問入浴介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減額については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数× /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数× /100